

## 第5章 計画段階環境配慮書に対する意見及び事業者の見解等

### 1 知事の意見及び事業者の見解

本事業に係る計画段階環境配慮書についての知事意見と事業者の見解は、表5.1-1に示すとおりである。

表5.1-1 (1/3) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事の意見	事業者の見解
1 全体的事項	(1) 本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）では、位置及び規模が既に決定されているにも関わらず、これらについて決定する過程における検討の経緯が十分に示されていないことから、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）では、廃棄物の収集区域である2市3町（鳥栖市、神埼市、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町）の中から対象区域の位置を決定する過程、及び対象事業の規模を決定する過程における、環境面からの検討の経緯について、明確にすること。	鳥栖・三養基西部環境施設組合（鳥栖市・上峰町・みやき町）が設置するごみ処理施設は、設置期限が平成35年度末となっているため、次期施設は、ごみの移動による環境負荷を考慮すると、最もごみ排出量の多い鳥栖市に建設することが適当という結論に至り、鳥栖市内で建設候補地を選定することといたしました。 方法書では、鳥栖市における検討の経緯を示しました（方法書第2章 p.2-5 参照）。
	(2) 焼却施設の煙突については、その位置や高さ、色彩等により、大気質や景観への影響の程度が変化すると考えられるため、煙突を含む施設の配置や構造を具体化するに当たっては、周辺住宅地等への環境影響を可能な限り回避又は低減させるよう努めること。また、具体化に当たる検討の経緯を、方法書に記載すること。	配慮書で示した複数案について、周辺からの眺望景観への配慮、圧迫感の低減等の観点などから選定しました（方法書第2章 p.2-23 参照）。また、煙突高さは59mとしています。 建物の構造、高さ、形状、色彩等の詳細は、今後の検討によりますが、周辺住宅地等への環境影響を可能な限り回避又は低減させるよう努めてまいります。
	(3) 環境影響評価項目の選定に当たっては、既存施設の撤去等も影響要因として考慮し、検討すること。	環境影響評価項目の選定について、工事の実施に、既存施設の解体を含めて検討しました（方法書第6章参照）。
	(4) 方法書では、工事の実施に係る工法、期間及び工程等、環境影響評価項目の調査、予測及び評価手法の選定に当たり、考慮する事項について可能な限り明らかにすること。	環境影響評価方法書では、工事の実施に係る工法など、環境影響評価項目の調査、予測及び評価手法の選定にあたり考慮する事項について可能な限り明らかにします。
	(5) 【2.地形及び地質・地盤・土壌(1)】及び【2.動物・植物・生態系(1)】の意見による検討の結果、重大な環境影響を回避・低減できない場合は、対象事業実施区域の位置及び規模等、事業計画の見直しを行うこと。	本章 p.5-5 において、地盤、動物・植物・生態系等について検討しました。
	(6) 本事業の環境影響評価手続の実施に当たっては、周辺住民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること。	事業の実施に際し、十分な理解が得られるよう周辺住民等に対して丁寧な説明に努めてまいります。
	(7) 方法書以降の図書の作成に当たっては、測定機器や設置状況の写真を例示する等、丁寧かつ住民にもわかりやすい図書とするよう努めること。	図書の作成に当たっては、測定機器や設置状況の写真を例示する等、丁寧かつ住民にもわかりやすい図書とするよう努めてまいります。

表 5.1-1 (2/3) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事の意見	事業者の見解
2 個別的事項 【大気・騒音・振動】	(1) 焼却施設の燃焼方式や排ガス処理方法の検討に当たっては、大気汚染物質の排出を可能な限り低減するため、利用可能な最良の技術を採用するよう努めること。	焼却施設の燃焼方式や排ガス処理方法の検討に当たっては、大気汚染物質の排出を可能な限り低減するため、利用可能な最良の技術を採用するよう努めてまいります。 なお、近隣において、最新設備を有する施設を参考に、計画施設の自主基準を設定しました（方法書第 2 章 p.2-25 参照）。
	(2) 大気質調査地点の選定に当たっては、対象事業実施想定区域周辺の風況を十分に考慮すること。	久留米地域気象測候所における平成 27 年の観測データによると、主風向は北東となっていることから、対象事業実施区域の南西に大気質調査地点を設定しました（方法書第 8 章 p.8-5 参照）。
	(3) 大気質に係る環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、上層気象を十分に考慮した手法を選定すること。	対象事業実施区域において上層気象調査を実施することとし、その結果を参照して、上層逆転時、接地逆転層崩壊時についても予測・評価するものとししました（方法書第 8 章 p.8-2,8-4 参照）。
	(4) 大気汚染防止法の一部を改正する法律が公布され、施行後は、廃棄物焼却施設による大気への水銀排出が規制されることから、水銀について、環境影響評価を適切に実施し、可能な限り排出を抑制すること。	計画施設の自主基準には水銀についても設定しました（方法書第 2 章 p.2-25 参照）。 また、現地調査、予測・評価においても水銀について対象とします（方法書第 8 章 p.8-1,8-4 参照）。
	(5) 廃棄物運搬車両の主要走行道路に、環境基準を超過している区間が含まれることから、搬出入時間や走行ルート分散を図る等、可能な限り環境への影響を低減する保全措置を検討すること。	現在の市道轟木・衛生処理場線を拡幅し、廃棄物運搬車両の主要走行道路とするなど、関係車両の走行に伴う影響を可能な限り低減するよう努めます（方法書第 2 章 p.2-30 参照）。また、搬出入時間の分散を含め、その他の保全措置の詳細は準備書で明らかにしてまいります。
【地形及び地質・地盤・土壌】	(1) 対象事業実施想定区域は、河川に隣接しており、事業実施による地盤変状等の環境への影響が懸念されることから、地盤に係る情報を適切に把握したうえで、計画段階配慮事項として地盤を追加することを検討するとともに、検討の経緯及びその結果を、方法書以降に記載すること。	本章 p.5-5 において示すとおり、方法書では、環境影響評価項目に「地盤」を追加して、調査、予測及び評価の対象とします（方法書第 6 章 p.6-2,6-3,6-4 参照）。
	(2) 対象事業実施想定区域には、旧焼却施設が立地しており、ダイオキシン類を含む焼却灰が飛散した可能性があること等から、土壌中のダイオキシン類における同族体・異性体分布データ（濃度パターン）を、方法書以降に記載すること。	対象事業実施区域における土壌調査では、ダイオキシン類を対象とし、その同族体・異性体分布データ（濃度パターン）は、準備書に記載します（方法書第 8 章 p.8-16 参照）。

表 5.1-1 (3/3) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事の意見	事業者の見解
【動物・植物・植物・生態系】	(1) 対象事業実施想定区域及びその周辺では、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されており、動物、植物、生態系へ重大な影響を及ぼすおそれはないとして、計画段階配慮事項に選定しなかった根拠等が不明である。 確認された重要種の生息環境等の特性を十分に把握したうえで、計画段階配慮事項として動物、植物、生態系を追加することを再検討するとともに、検討の経緯及びその結果を、方法書以降に記載すること。	本章 p.5-5 において示すとおり、方法書では、動物、植物、生態系を環境影響評価項目に選定し、調査、予測及び評価の対象とします（方法書第 6 章 p.6-2,6-4 参照）。
	(2) 対象事業実施想定区域周辺の市町はカササギの生息地に指定されていることから、方法書では、調査対象に追加し、行動特性に応じた調査範囲の設定を行うこと。	方法書では、動物（鳥類）を環境影響評価項目に選定しています。調査はカササギの生息にも留意して行ってまいります。
	(3) 対象事業実施想定区域周辺には、筑後川水系下流部の支川合流点があり、動植物の重要種が生息することが考えられるため、これらへの影響について、十分に把握できるよう適切な調査、予測地点を選定すること。	本章 p.5-5,5-6 において示すとおり、事業実施に伴う下流域への影響要因である工事中濁水の発生量と宝満川、筑後川流量を比較・検討し現地調査地点を設定しました。
	(4) 設置工事等で発生する土砂や濁水による水生生物、魚類及び植物への影響が懸念されることから、工事計画の具体化に当たっては、工事実施時に発生する土量を抑制し、かつ、土砂や濁水の流入等を抑える対策を講じることにより、水生生物、魚類及び植物への影響を回避、低減するように配慮すること。	工事中に発生する濁水について、ノッチタンク、沈砂池等を設置することを前提として現地調査を実施します。準備書段階では、調査結果をもとに、水生生物、魚類及び植物への影響を回避、低減するために必要となる沈砂池滞留時間、容量等の保全措置を検討いたします。

## 2 一般の意見及び事業者の見解

本事業の計画段階配慮書について以下のとおり公告・縦覧した結果、一般の意見は提出されなかった。

- ・公告日：平成 29 年 3 月 1 日
- ・縦覧期間：平成 29 年 3 月 2 日～3 月 31 日
- ・意見書提出期間：平成 29 年 3 月 2 日～3 月 31 日
- ・意見書提出数：0 通（0 件）

### 3 計画段階配慮事項に係る検討の経緯及びその内容

#### 3.1 地盤

計画段階環境配慮書に対する知事の意見において、地盤について、「対象事業実施想定区域は、河川に隣接しており、事業実施による地盤変状等の環境への影響が懸念されることから、地盤に係る情報を適切に把握したうえで、計画段階配慮事項として地盤を追加することを検討するとともに、検討の経緯及びその結果を、方法書以降に記載すること。」と示されたことから、以下のとおり検討した。

本事業の実施に伴う地盤への影響要因について、詳細の設計は今後となるが、計画施設のごみピットに相当する位置が最も深く掘削する箇所となり、10m程度の掘削が予想される。また、山留めに係る設計についても今後となるが、対象事業実施区域での地下水は豊富で、水位も比較的高いことが想定されることから、保全措置として、鋼矢板等による山留めなど遮水性の高い山留め工法を採用し、地盤の安定性を確保するとともに地下水位の低下に配慮する。

このようなことから、重大な環境影響を及ぼすことはないと考えますが、本方法書では、環境影響評価項目に「地盤」を追加し、既存資料調査として地質調査結果をとりまとめ、予測及び評価の対象とした。

#### 3.2 動物・植物・生態系（全般）

計画段階環境配慮書に対する知事の意見において、動物・植物・生態系について、「対象事業実施想定区域及びその周辺では、既存資料による調査で動物及び植物の重要種が確認されており、動物、植物、生態系へ重大な影響を及ぼすおそれはないとして、計画段階配慮事項に選定しなかった根拠等が不明である。確認された重要種の生息環境等の特性を十分に把握したうえで、計画段階配慮事項として動物、植物、生態系を追加することを再検討するとともに、検討の経緯及びその結果を、方法書以降に記載すること。」と示されたことから、以下のとおり検討した。

「佐賀県レッドリスト 2003」（平成 16 年佐賀県環境生活局）をはじめとし、「鳥栖市誌第 1 巻自然地理編」（平成 17 年鳥栖市）及び「久留米市自然環境調査報告書」（平成 11 年久留米市自然環境調査委員会）により、佐賀平野地域、筑後川旧河道を対象に文献調査した結果、確認された重要種について、対象事業実施想定区域内に適した生息・生育環境は存在しなかったことから、計画段階配慮事項に選定しなかった。

しかしながら、これらの文献での調査から 10 年以上が経過していることから、本方法書では、動物・植物・生態系を環境影響評価項目に選定し、調査、予測及び評価の対象とした。

#### 3.3 動物・植物・生態系（水生生物）

計画段階環境配慮書に対する知事の意見において、動物・植物・生態系（水生生物）について、「対象事業実施想定区域周辺には、筑後川水系下流部の支川合流点があり、動植物の重要種が生息することが考えられるため、これらへの影響について、十分に把握できるよう適切な調査、予測地点を選定すること。」と示されたことから、以下のとおり検討した。

### 1) 工事中濁水量

濁水量の算定には以下に示す合理式を用いた。

$$Q = C \times I \times A / 1,000$$

ここでQ：濁水量 (m<sup>3</sup>/h)

C：流出係数 (裸地 0.5 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」

(平成 11 年 11 月、建設省都市局都市計画課監修)

I：降雨量 (72.0mm/h)

日最大 1 時間降水量

72.0mm 鳥栖地域気象観測所 平成 27 年 8 月 25 日 (期間 S52.3 ~ H29.7)

72.0mm 久留米地域気象観測所 平成 11 年 6 月 29 日 (期間 H22.3 ~ H29.7)

A：面積 (37,000m<sup>2</sup>) (p4-2 図 4.1-1, 図 4.1-2(2/3)参照)

$$Q = 1,332 \text{ m}^3/\text{h}$$

$$= 0.37 \text{ m}^3/\text{s}$$

### 2) 河川流量

宝満川、筑後川における流量観測結果は表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 宝満川、筑後川における流量

単位：m<sup>3</sup>/s

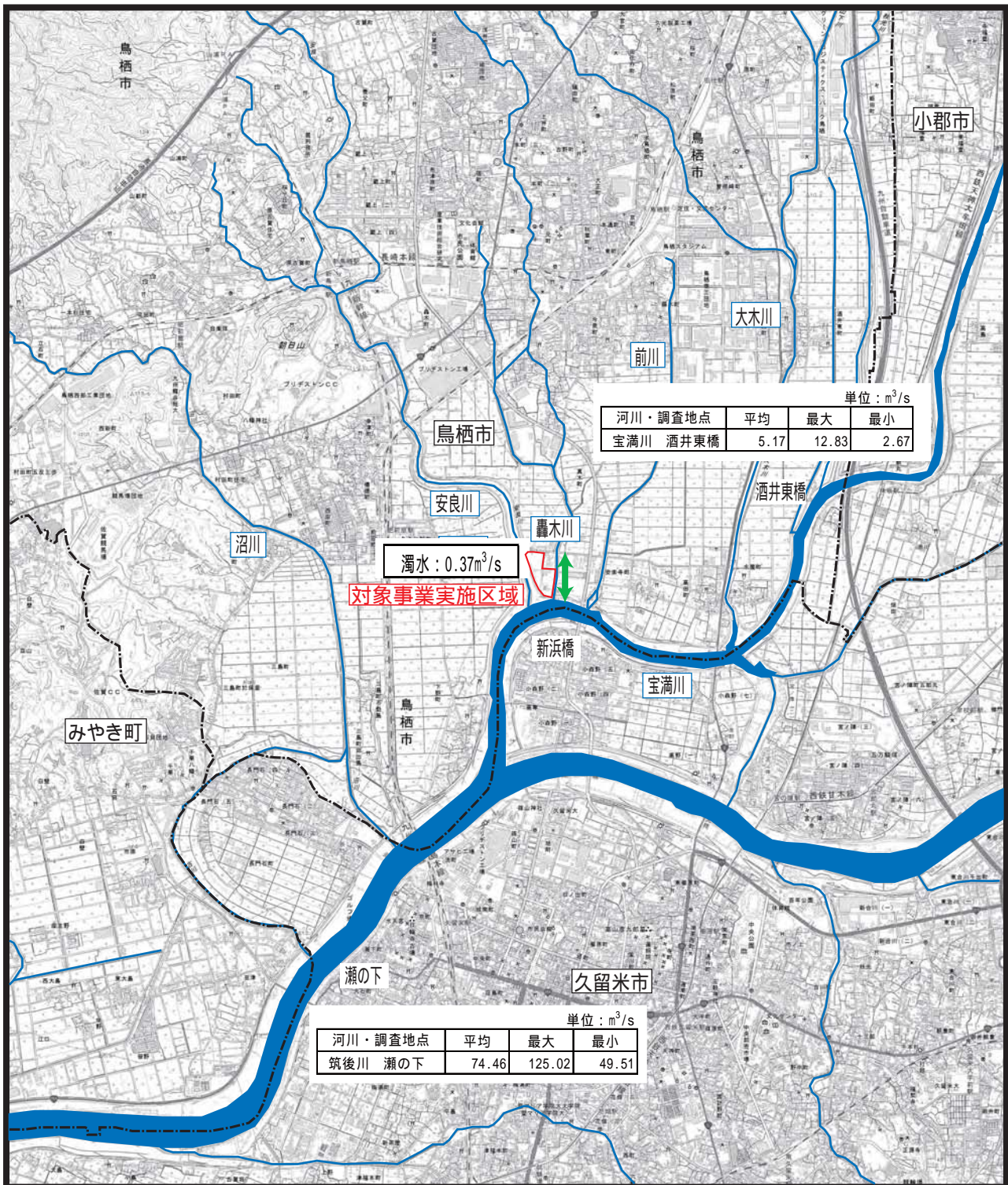
河川・調査地点	平均	最大	最小
宝満川 酒井東橋	5.17	12.83	2.67
筑後川 瀬の下	74.46	125.02	49.51

出典：佐賀県ホームページ

平成 27 年度 公共用水域及び地下水水質測定結果

### 3) 調査地点の選定

前述の濁水量と河川流量を比較すると、宝満川 酒井東橋において濁水量の概ね10倍以上、筑後川 瀬の下では100倍以上の流量となっている。酒井東橋は対象事業実施区域の上流約 3 kmに位置し、その間に前川、大木川などの 4 河川を合するなど、対象事業実施区域 (轟木川合流点) ではさらに流量は多くなっている (図5.3-1参照)。河川流量は平常時に観測されたものであること、濁水量は統計期間第 1 位の降雨強度を用いて算定したこと、ノッチタンク、沈砂池等を設置するなどの保全措置を講じることなどを考慮すると、宝満川、筑後川における水生生物に大きな影響を及ぼすことはないと考えられる。したがって、水生生物に係る現地調査は、濁水が直接放流されることで影響のおそれがある轟木川で実施することとした。なお、念のため、降雨時における宝満川 (新浜橋) での流量についても調査を実施することとした。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 河川
- : 流量調査地点(既存資料)
- ↔ : 水生生物調査地点(現地調査)
- ⚡ : 流量調査地点(現地調査)



S = 1:50,000



図5.3-1 水生生物調査地点の検討